

公 示 送 達

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所・居所等が明らかでなく、
送達不能のため、地方税法第20条の2及び茨木市市税条例第7条の規定に基づき公示送
達する。

なお、当該書類は、茨木市水道部営業課において保管し、いつでも送達を受けるべき
者に交付する。

令和8年9月30日

茨木市長 福岡 洋



記

- 1 送達する書類名 水道料金・下水道等使用料 令和8年5月分 督促状(下水道分)
- 2 送達を受けるべき者 成田 千紘